

令和8年3月16日より東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉県、千葉県、群馬県のタクシー運賃が変わります。

～タクシーの運賃改定について～

昨年6月以降タクシーの運賃改定要請が行われておりました、東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び相模・鎌倉地区、埼玉南部地区及び埼玉北部地区、千葉県、群馬地区（旧群馬県A地区及び旧群馬県B地区）について、2月13日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃の変更により、物価高騰に対応するとともに、タクシー運転者の労働環境の改善・人材確保を図ることとしております。

なお、千葉地区は、これまで旧千葉県A地区と旧千葉県B地区でそれぞれ異なる運賃が適用されておりましたが、今回の運賃の変更により一本化しました。

また、群馬地区は、今回の運賃の変更後も従前の運賃適用地域（群馬県A地区、群馬県B地区）ごとに異なる運賃が適用されます。

1. 新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現 行				改 正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
多摩地区	10.36%	1.091 km	500 円	233 m	100 円	1.0 km	500 円	211 m	100 円
京浜地区	11.03%	1.091 km	500 円	239 m	100 円	1.0 km	500 円	214 m	100 円
相模・鎌倉地区	10.33%	1.091 km	500 円	247 m	100 円	1.0 km	500 円	223 m	100 円
埼玉南部地区	10.25%	1.121 km	500 円	236 m	100 円	1.027 km	500 円	213 m	100 円
埼玉北部地区	10.77%	1.031 km	500 円	259 m	100 円	0.941 km	500 円	233 m	100 円
千葉地区	10.00%	/		/		1.06 km	500 円	221 m	100 円
旧千葉県A地区		1.155 km	500 円	239 m	100 円				
旧千葉県B地区		1.155 km	500 円	244 m	100 円				
群馬地区 (旧群馬県A地区)	11.36%	1.357 km	600 円	268 m	100 円	1.237 km	600 円	239 m	100 円
群馬地区 (旧群馬県B地区)	11.12%	1.219 km	600 円	210 m	100 円	1.1 km	600 円	189 m	100 円

運賃表は、別紙1-1～別紙1-8のとおり